

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博医会（以下「当法人」という）の役員及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員、苦情解決第三者委員などの外部委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長、業務執行理事及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償額費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長、業務執行理事及び理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合は本条次項の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査へ立会及び運営状況の指導または監査業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会委員等外部委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員等の外部委員が、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合は、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。なお、交通機関として列車を利用する場合は在来線、新幹線共に普通車クラスを原則とする。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第9条 施設職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成26年5月28日より施行する。
2. 役員等の費用弁償に関する規程（平成5年4月1日施行）は平成26年5月27日の終了を以って廃止する。
3. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成30年5月31日より施行する。

役員等報酬 別表1（日額。但し、この額は源泉徴収税額を含まない手取り額とする）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会等 外部委員	10,000円	3,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	3,000円

旅 費 別表2（日額。但し、この額は源泉徴収税額を含む支給額とする）

交通費	宿泊費	報酬	その他
実 費	15,000円	15,000円	実 費